

令和5年 多賀町議会12月第4回定例会再開会議録

令和5年12月6日(水) 午前9時26分開会

◎出席議員(12名)

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員(0名)

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	岡 田 伊 久 人 君	学校教育課長	伊 東 瑞 江 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	谷 川 嘉 崇 君
総 務 課 長	本 多 正 浩 君	生涯学習課長	竹 田 幸 司 君
税 務 住 民 課 長	小 菅 俊 二 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 大 岡 まゆみ 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

(開会 午前 9時26分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和5年12月第4回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願ひいたします。

(開議 午前 9時26分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員といたします。

○議長(松居亘君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。それでは、通告書の順番に発言を許します。

最初に、4番、木下茂樹議員の質問を許します。

4番、木下茂樹議員。

[4番議員 木下茂樹君 登壇]

○4番(木下茂樹君) 4番、木下です。議長の許可を得ましたので、今議会の一般質問を始めさせていただきます。

その前に、議長から事前に許可を得ておりますので、通告文にあります別紙を皆様に配布したいと思いますので、許可を得ますので、よろしくお願ひいたします。

それと、通告文の中に数字等で間違いがありますので、皆様の方の通告文に従いましてちょっと修正がありますので、読み上げますのでご協力をお願いいたします。通告文の(1)の①3行目に「426万8千円」とありますが、「596万6千円」に修正してください。それと、③の「47万5千円」が、「199万9千円」、次のページになりますが、2行目の「52万5千円」が、「119万1千円」、⑤の3行目に「87万0千円」が、「99万2千円」、それとちょっと下の方になりますけども、②ですが、「不燃ごみ処理委託費、現行は」となっていますが、「現行は」ではなく、「令和4年度は」に変更をお願いします。「人口割70%」となっておりますが、「35%」、「均等割30%」となっておりますが、「18.5%」、それと追加の文言になりますけども、「利用割46.5%」、それと1段下段になりますけど、③の「現行は、人口割70%」となっておりますが、「80%」、「均等割30%」となっておりますが、「均等割20%」の訂正をお

願いたします。

それでは一般質問を始めさせていただきます。まず1点目、公益行政組合への本町負担額の是正は、です。

広域行政組合の本町の負担比率と公平性、適正額を問います。

廃棄物の処理行政においては、廃棄物の処理および清掃に関する法律で市町村固有の事務と定義され、市町村の責任においての処理、手法で行政区の責任を果たし、住民の公欲を全うするよう求めています。各市町村が独自の処理施設を持つことは、市町の規模から困難な状況もあり、近隣の市町村に設立を呼びかけ、広域行政を立ち上げ、広域的な処理施設を持つことで効率的な処理を可能としています。しかしながら、広域的な組合設立比率、施設維持負担は必ずとも平等制が高いとは言えない状況にもあります。

広域行政組合の負担割合における均等割は、私の試算では小規模町ほど人口1人当たり1世帯当たりの負担金は大きく、構成する議会他議員からも不公平感を聞きます。漠然的に従来からの継承として数式を用いての説得性ある議論が行われたことはないのが実情で、不公平な負担金を疑うことなく歳出されてきたのではないのでしょうか。

本町が加入する湖東広域衛生管理組合と彦根愛知犬上広域行政組合について、本町の対応で別紙をもって問います。

まず湖東広域衛生管理組合ですが、可燃ごみ処理施設リバーセンター廃乾電池、し尿処理施設豊楠苑、児童発達支援事業所・訪問支援事業所愛犬つくし教室と総括する総務課で構成されています。処理・維持管理の負担比率は、愛知郡広域行政組合からの継承で、湖東広域衛生管理組合へと引き継がれています。

まず1点目のリバーセンターですが、現行は人口割20%、均等割20%、利用割60%となっております。これを私の試算的なことで、利用割90%、人口割から世帯割に変更して10%としますと、負担割合は現行との比較では、先ほど言いましたように596万6,000円の減額となります。

次に廃乾電池、現行は利用割100%となっております。これは以前の議会でも言いましたけども、排出量に合わすんじゃないかと、逆の排出量割合にすべきではないかというふうに思いますと、負担割合は現行との比較では減額が見込まれます。

次に豊楠苑ですが、現行は人口割20%、均等割20%、利用割60%で算出されております。仮に私の試算ですけども、利用割90%、これも人口割から世帯割10%に変更したとしますと、負担割合は現行との比較では199万9,000円の増額となります。これには搬入量が影響しております。

次に愛犬つくし教室ですが、現行では人口割70%、均等割が30%となっております。ただし、児童発達支援事業、これはつくし教室ですが、愛荘町竹原にあります。と、訪問支援事業で構成されております。これを私の仮定として考えますと、利用割100%を思います。この場合に、負担割合は現行との比較では119万1,000円の減額となります。利用者数が影響しております。

次に総務費になりますが、現行では人口割70%、均等割30%、次は私の試算ですが、人口割90%、均等割10%とした場合、負担割合は現行との比較では99万2,000円の減額となります。

ゆえに、上記から各項目①から⑤の負担割合の説明を求めます。

次に彦根愛知犬上広域行政組合についてです。火葬場であります紫雲苑、不燃ごみ処理委託費、ごみ処理施設建設準備室費で構成されています。火葬場であります紫雲苑、不燃ごみの集積所であります小八木中継基地、この利用は複雑な利用項目が多くあり、数式で詳細となりまして、私的試算は困難な状況でした。

しかし、紫雲苑についてですが、現行では人口割80%、均等割20%、先ほども言いましたけども複雑な項目として、管外利用のほか13歳未満、死産児、産汚物および人体一部、動物、これは大中小があります。動物死体(減免)、また霊安室、待合室の利用があり、町別では0の町もあります。仮定として、搬入割合の利用を100%と試算しますと、負担割合は現行との比較では減額になりそうですが、複雑な項目が多いため不明としました。

2番目に不燃ごみ処理費、先ほど訂正しましたが、令和4年度は人口割35%、均等割18.5%、利用割46.5%と変動しています。複雑な項目として、愛荘町が含まれない中山投棄場、また分別の違いから小八木中継基地への搬入項目、搬入量の格差が大きい状況です。これを私なりの仮定として、搬入量割合を世帯割10%、利用割90%を基本とし、人口割から世帯数割へ変更してみました。負担割合は現行との比較では減額となりそうですが、先ほども言いましたように複雑な項目があるため不明とならざるを得ません。

次にごみ処理施設建設準備室の件ですが、現行では人口割80%、均等割20%です。これ、私なりの試算でいきますと、負担割合は人口割90%、均等割10%としています。そうすると、負担割合は現行との比較では329万7,000円の減額となります。

ゆえに、上記から、各項目①から③の負担割合の説明と計算式の公表を求めます。

以上です。

○議長(松居巨君) 飯尾産業環境課長。

[産業環境課長 飯尾俊一君 登壇]

○産業環境課長(飯尾俊一君) 木下議員の1番目の1点目、湖東広域衛生管理組合の負担割合、2点目の彦根愛知犬上広域行政組合の負担割合につきまして、まとめてご質問にお答えいたします。

湖東広域衛生管理組合、彦根愛知犬上広域行政組合とも、それぞれの組合には設立の経緯があり、社会情勢の変化や市町村合併の進展により現行の枠組みとなっております。負担割合の算出方法につきましては、各組合同規約により、人口割、均等割、利用割により行うこと、またその割合については条例において規定されており、議会での議決を頂いた条例に基づくものでございます。

組合の方向性につきましては、構成市町のそれぞれの見解があり、各組合議会において決定されていくものでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。広域行政組合の基本をお伺いしたんですけども、私はあくまでも広域行政組合の主体は構成している市町であり組合が決めるものではない、広域行政組合の使命は各構成している市町からの委託を円滑に処理することが組合の基本だと思っています。その中で、市町村固有の義務という形で見ますと、先ほどお配りしました表から見ても、例えば彦根愛知犬上の総務費になりますけども、これは設立する上で必要であろうということとされますけども、あと例えばリバーセンターからそのほかの処理施設においては、各市町が単独でするよりも広域でした方が楽で費用的にも安く行けるであろうという前提から設立されておりますけども、その中で、均等割比率が高いと非常に割高感を感じざるを得ない、あくまでも多賀町単独でしたら多賀町の全額負担になるのに、そのほかに均等割だとか人口割が入ることによって非常に負担額が大きくなるのではないかというふうに思います。

それと、令和2年の一般質問でも私ちょっと質問したんですけども、以前は湖東広域衛生管理組合は愛知郡4町と犬上郡3町の7町で均等割、割る7でしてましたけども、今現在構成している町は4町です。そうなってくると、均等割という項目が非常に負担になってきて、彦根愛知犬上広域行政組合においても、大きい市はすごく金額が少ないけども、一番小さい人口の町も同じ金額にならざるを得ないということからすると、非常に不公平感があると思います。その点におきましてどのようにお考えでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁でもありますように、各議会の方で決められていくものと思われまして、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） 先ほども言いましたように、これは構成している市町の発案に基づくものだというふうに思います。まずは担当者、担当課長会で、こういうふうなやつは是正すべきでないかということを提言して案をまとめていただいて、管理者会から組合の議会へ諮られるものだというふうに組合の方からもお聞きしました。それを最大限として、今後、本町としてはこの負担割合の変更の提案を、先ほども言いましたけども担当者、担当課長会に提言して是正するというたらおかしいんですけども、この負担割合を修正するように他の市町と協議していただくというふうをお願いいたします。それでよろしいでしょうか。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 今、木下議員の質問にお答えします。

犬上広域行政組合でも広域行政組合の議員が同じような質問をされたことがあります。均等割をなくせと、そしてどちらかという市より町の負担がこれによって少なくなる、それが当然やというふうな質問もされたことがあります。20人ほどの議員がおられますけど、数名の議員だけが賛同されただけで、あとは皆そのような考え方に賛同される方はありませんでした。そういうことですので、1市4町の中でもそういうふうな議論は、木下議員がそういうふうなお立場ですけど、後の議員はどうお思いか知りませんが、木下議員の要望に対して、私らが、「ああそうですか。ああ、そしたらそのように1市4町でこういう協議の場でそういう意向を伝えます」と、そういう具合には、木下議員のお考えをストレートに私たちもそうであるというふうには思っておりませんので、そのところをご理解いただきたいと思います。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） 町長からいただきまして、ありがとうございます。今後、例えば今言いましたような負担割合の金額に関しましては、やはり町から出していく負担額という形になりますので、その負担額を少しでもやはり減らしていくということも必要ではないかなというふうに思いますので、この件につきましては今後協議していただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 今もこういう協議はできませんので、そしてそのときもある方が言われました。そしたら、質問されたこの町がやっぱり単独でやってくれというようなことにもなりかねませんので、そしたら自分らですると、多賀町単独でごみ処理すると莫大な金額がかかると思いますので、やっぱり広域でやることによって1町単独でやるよりかなり費用的にも全然違いますので、やはり均等割というのは皆さん必要であると理解をしている中で今、この費用負担はしているものと思っておりますので、木下議員のような考え方の方が議員の皆さん、やっぱり町民の代表として出ておられますので、皆さんこういうような考え方でしたら私たちもそれを受け止めて、やはり広域行政、1市4町の協議の中でこういうような町としての意向は伝える必要があると思えますけど、これは今のは木下議員、何人かの方が賛成されるか分かりませんが、やはり木下議員の意向で町で協議の場に乘せようということは、ちょっと私たちにはそういうふうな1人の議員が言われたことを、そのような皆さんで1市4町まで伝えることはなかなかできることではないと思っています。協議は、言われることはできません。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。この問題は終わりました、次に2問目になりますけども、在宅育児の支援金制度はについてです。

本町の子育て支援は、町内外からも高い評価を得て、多くの市町村の人口減少が著しい中、人口減少に歯止めがかかっている状況にあります。その中で、出産後から子育てに至る保護者の関心は、乳幼児を保育機関に安心して預けられ働きに行ける保育機関と、

乳児期間は子育てに専念するタイプに大別できると思われます。ただ、残念なことによりまだ待機乳幼児もあり、在宅でやむを得ず子育ての保護者もあり、入所の可否で家計に負担が増すことは公平、公正でないかと思われます。乳幼児の保育制度は義務教育でもなく任意ではあるものの、家庭内所得の向上や、同一年齢であれば同一の環境での成長を求める保護者の育児形態は多様化して、家族、家庭環境の社会構造に変化があると思われます。

そこで、特に生後6か月から2歳児までの在宅育児されている保護者もしくは家庭に対して、経済的負担の支援策としての支援金の支給はできないかを問います。

1 問目、在宅育児数の把握は。

2 点目、現状の支援対応は。

3 点目、支援金制度の問題点とは。

以上です。

○議長（松居巨君） 谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 木下議員の2、在宅育児の支援金制度はの1点目、在宅育児数の把握はのご質問にお答えいたします。

町内において在宅で育児されるお子さんの人数につきましては、0歳児から5歳児までの住民基本台帳上の人口から、町内4園および他市町の認可保育所等への就園児数を差し引くことで推計できるものと考えます。ただし、お勤め先での託児やベビーシッターなど、町で把握できない育児、託児サービスを利用される場合も考えられることから、この推計値はあくまで概数として捉える必要があると考えます。

令和5年4月1日現在で算出いたしましたところ、住民基本台帳に基づく0歳児から5歳児までの人口は433人で、町内4園および他市町の認可保育所等への就園児数が354人を差し引いた79人が在宅育児数の推定値となります。

2点目、現状の支援対応はのご質問にお答えいたします。現在、本町における在宅育児をされている保護者向けの支援につきましては、主に本町の子育て支援センターにおいて行っております。

例えば、多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷内では、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前中に、親子で集う遊び場の提供としてわくわくランド、大滝たきのみやこども園内では、祝日を除く月曜日、火曜日、金曜日の午前中におひさまランドを開催しております。また、月に1回、絵本の読み聞かせや紙芝居、歌遊びを提供するおはなしポケットを実施しており、年齢別に広場を設け、ふれあい遊びやリズム遊び等を通して、親子のスキンシップを図る機会を提供しております。さらに、保護者の都合で一時的にお子さんをお預かりする一時預り事業による支援も行っております。そのほか、保護者の育児に関する困り事の相談など、在宅育児をされる保護者に対し様々な子育て支援サービスを提供しているところでございます。

以上、2、在宅育児の支援金制度はの1点目および2点目の答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 木下議員からご質問を頂きました生後6か月から2歳児までの在宅育児されている保護者もしくは家庭に対し、経済的負担の支援策としての支援金制度についての問題点についてお答えいたします。

子どもを育てる環境や選択理由は様々で、仕事や家庭の都合で保育施設を利用される方、また保育施設に入れずに家庭で育児をされている方、また自ら家庭で育児をしたいと希望されて在宅育児をされている方があります。

また、中には育児休業や育児休業給付を受給しながら在宅育児をされている家庭がある一方で、育児休業や育児休業給付は対象外である家庭もあり、子育て世帯の経済状況も様々であると考えられます。

令和3年5月26日厚生労働省子ども家庭局保育課から発表されている保育を取り巻く状況についての資料によりますと、2歳児までの就園していない児童は約30%であるのに比べ、多賀町では18.2%と、在宅で育児されている家庭は大変少ないという特徴があります。また、自らが家庭で子育てしたいと希望されている方もおられることや、育児休業給付等を受給されている方もあることを考えますと、様々な状況がある中で、現時点で経済的負担の支援策として、在宅で子育てをしているための支援金を支給することは正当性の確保が困難であると考えます。

2歳児までの在宅で育児されているご家庭に支援すべきことは、安心してゆとりを持ち、楽しみながら子育てできる環境整備であり、子育てに関する悩みが気軽に相談できたり、孤立することなく同じような年齢の子どもや親が集える居場所があること、また困ったときに育児のサポートを受けられるサービス確保などの支援が重要であると考えております。

先ほど、教育総務課長より、本町における在宅育児をされている保護者向けの支援について答弁がありましたように、当町におきましては様々な子育て支援事業について実施しておりますし、福祉保健課としても安心して子育てできるまちの実現に向け、今後策定予定の子ども・子育て支援事業計画等についての検討など、教育委員会部局と連携を図ってまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。町の対応、また町内にいる小さい幼児等の数は把握できました。ただ、在宅の乳幼児が七十数名いるということでしたので、それに関しまして、特に若い世帯は働きに行くという前提からしますと、七十数名の方は

場合によっては、おじいちゃんおばあちゃんだとか、その家庭内の保護者が見ておられる場合があるかも知れません。その場合、公的などといいますか、乳幼児園に行ける子と在宅での場合とでは少しコストが変わってくると思うんです。それでどうしても家の方やとコストがかかってくるので、今回の質問において支援金の制度というのはできないかというふうに思うわけです。ただ、子どもの数も少ないですから、これは任意の場合であろうと思いますけども、申請すれば何らかの補助金が頂ける、支給できるといいなと思いますけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（松居亘君） 林課長。

○福祉保健課長（林優子君） ご質問にお答えいたします。

今の木下議員のご質問の中に、任意で申請されればそういう補助金がということでございましたけれども、町行政の方から支援をするということとなりますと不公平感があるかというふうに存じますので、その点では今ご質問があったような考え方はしておりません。

以上です。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。何回も言うようですが、やはり七十数名の方は家庭におられるということですので、本来なら家庭内で育てることが一番かも知れませんが、やはりこういうふうな経済情勢、また男女雇用機会均等法の関係等で産後早く働きに行かざるを得ない方あると思います。また、それに対してはその子どもたちを預かれる施設、それと自宅であればその負担というのも出てくると思いますので、今後またそういうふうな支援金制度等の要望がありましたら検討するようにお願いしまして質問を終わらせていただきます。

議長、先ほど言い忘れたんですけども、1問目の質問の中で、皆様にお渡ししました表ですけども、これ市長の名前が入っておりますし、全て最後の1円まできれいに計算してると言えない面もありますので回収させていただきますけども、その点ご了解いただけますようによろしくお願いいたします。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松居亘君） 次に、3番、近藤勇議員の質問を許します。

3番、近藤勇議員。

〔3番議員 近藤勇君 登壇〕

○3番（近藤勇君） 3番、近藤勇でございます。ただいま議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は1点だけでございます。獣害対策についてということで質問をさせていただきたいと思っております。

令和4年の6月の議会においても質問をさせていただきました。そのときには、猟友会、あるいは集落、あるいは町を含めた3者が連携し取り組んでいくという旨の回答を

頂いております。

その中で、今回特にシカの害について質問をさせていただきたいと思っております。

これは、現在調整中の（仮称）結いの森公園、現在の都市公園でございますけれども、その造成地に多くのシカの足跡が確認されました。朝夕行きますと、真砂土が積んでいる中に多くのシカの足跡があったということでございます。そのことから、四手、大岡、八重練地区ならびに工業団地の方面から四手川の堰堤、あるいは川の中を伝って現地に来ているのではないかというふうに推測をされます。

この状態が続きますと、山間地域から現地までの間に存在します水田あるいは今、芽が多く出てまいりましたけれども、転作田で麦をまいているという田畑、ならびに先ほど申しました公園の植樹されている多くの樹木の管理に支障が出るのではないかというふうに思慮し、質問をさせていただいております。

各農家は、離農が進む中でも、本町の農地を守り環境保全の考えからも、米づくりならびに転作等に取り組んでおられ、引き続き営農していただけるためにも、獣害対策の取組が必要と考えられます。

併せて、現在、農水省の方が提案しております地域計画、各集落にも、先般、町の方から説明があり、県からも来られました。その地域計画では、農業者の減少が進む中で、農地を後世に残し効率的に営んでいくためにも、今のうちから農地利用について話し合っていくことの重要性を唱えられているが、本町においてはこの中に獣害が大きな課題となるものと思います。農地を集約するだけでなくして、集約したところで害があれば本当にどうなるのかなということ、大きな課題となるものと思います。これらの事業がスムーズに進むためにも、獣害対策は切っても切れない課題であると思ひ質問いたしますので、町当局の考えについて答弁いただきたく、よろしくお願いをいたします。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 近藤議員の獣害対策についてのご質問にお答えいたします。

地域計画では、農業者の減少が進む中で、農地を後世に残し農業を効率的に営んでいくためには、農地利用について目指す姿を具体化することが義務化され、目標地図の作成が必要となり、本町では令和5年度、令和6年度の2か年間で作成を行うものとなりました。

そのためには、地域での話し合いにより目指すべき将来の農業の在り方と農地利用の姿を農地1筆ごとに明確にするもので、具体的には地域農業を維持するために誰がどこの農地でどんな作物を栽培するのか、これから先の地域の実情に合った農業の姿を地域で話し合い、つくり上げていく将来計画であります。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、本町は中山間地域であり、獣害対策が大きな課題であると認識しております。平成20年代には、大規模な獣害電気防止柵、いわゆ

るすみ分け柵を整備したことから、シカによる農作物被害は激減しましたが、柵がない地域からの侵入などにより、以前ほどではないですが被害が出ています。

そこで、捕獲檻を隠せる場所などがない公園や農地に罠を仕掛ける行為は、危険を伴うことからしておりませんが、6月議会において連携して対応していくと回答したとおり、集落からの情報提供と要望を猟友会に伝え、加害個体のねぐらにしているであろう場所で捕獲を実施しております。また、公民館横の（仮称）結いの森公園に関しましても、ねぐらや通り道である大字四手地先において捕獲檻を仕掛けております。

大規模な柵の設置については多額の費用がかかることから、費用対効果や負担割合なども含め議論していく必要があると思います。

現在、滋賀県においては、有害捕獲の成果もあり、シカの推定固体数が減少傾向であり、本町においても有害の捕獲の再開以降、例年よりも多くの捕獲実績が上がっており、このペースを保っていけば個体数も減少していくと思われれます。そして、加害個体や予備軍を優先的に捕獲するよう改めて猟友会に依頼するとともに、柵の設置に関しましても議論していきたいと考えております。

最後になりますが、ますます農業者の高齢化や減少が進む中で、本町の農業を維持するためには、有害鳥獣駆除による捕獲などにより、獣害がなく安心して生活できる環境の実現に向けて様々な角度から獣害対策に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。今、公の公園あるいは農地での罠、捕獲檻は駄目ということは聞かせていただきました。現在の今までの、今年度、シカの捕獲状況数を教えていただけますか。

○議長（松居亘君） 暫時休憩します。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時26分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

飯尾課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

前年度の積み越しの分から、3月ですけれども71頭、4月が62頭、5月が56頭、6月が68頭、7月が50頭、8月が33頭、9月が64頭、10月が69頭で、合計473頭でございます。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。今これ、令和5年とおっしゃいましたね。令和5年の3月の71頭から69頭までやね。合計473頭、多くのシカを捕獲、駆除

をしていただいたということでございます。先般の臨時会の方で、なおかつまだ103頭の補正をするということでこの間提案されて、今度、予算の特別委員会かな、そこでかけられるということでございますけれども、この103頭は、例えばどの辺りにこうやってしておるさかいは、この100頭余り分、まだ補正組むんやということは、580頭ぐらい捕獲をしていただけるということになるんですけれども、この103頭というのはどの辺に分布しているか、この辺分かりますか。分からなかったら結構ですけど。

○議長（松居亘君） 飯尾課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

集落からの要望がありまして、駆除してくれということをお聞かせいただいている周辺に対しては、猟友会の方にも積極的にご協力いただいております。そのほか、多賀町全域というふうな考え方でございまして、103頭を見込んでおるところでございます。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。私は芹川の左岸の方、都市公園の方を含めての質問をさせていただいておりますけれども、今、話聞かせていただくと町内全域ということで、あれいつでしたかね、川相の方へちょっと寄せてもらったら、夜にキーキーと鳴いてあるさかい、「あれ、何や」言うたら、「シカの鳴き声や」ということも聞かせていただきました。あそこの国道のところには、シカが夜、目を光らせて飛び出すという話も聞いておりますので、全域的に捕獲檻、あるいは罠、猟友会の鉄砲という部分が出てくるのか分かりませんが、何とかして一刻も早く我々が住みやすい場所ということで活躍をお願いしたいと思います。

それともう1点、この捕獲で現在103頭分の補正ということで206万円やったかな、ということで提案されてると思うんですけれども、1点そこでちょっと余談になるか分かりませんが、工業団地が緑地基金で3億3,000万円ほど出していただいて、今、基金として管理しておられるということですけども、あれは工業団地の道路の草刈り、あるいは法面の草刈りというのかな、そういう部分で使っておられると思うんですけれども、あそこの図書館、博物館からずっと工業団地の方、あるいは裏の方からここの役場のところへ出てくるまでの道等々も工業団地のエリアになるのかなというふうに思うんですけれども、あの辺にシカの害とかそういう部門はないですか。以前、あそこの街路樹の芽を食われたとかいう話も聞いたんですけれども、そういう部門があれば、例えばその工業団地の緑地基金のところにお話をさせていただいて、話合いの末に例えば捕獲の電柵等々の設置とか、その辺を考えるという方策はないですか。

○議長（松居亘君） 飯尾課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

今現在、産業環境課の方では、言われるように工業団地の緑化ということで、植栽ならびに草刈り等をやらせてもらっております。その中で、以前聞かせてもらいましたのは、工業団地の中の方にサルがやってくるというような話も聞かせてもらったこともあ

ります。シカについても、あれだけ広い敷地なので、工業団地周辺は全部関係するところは草刈り等やっております。そして、一部シカの檻を仕掛けている場所もございます。そういう関係もありまして、今ほど言われる、今の窓口的には企画になるんですけども、工業団地の方とそういった話、柵の話までは今まで1回もしたことございませんので、またそういった話がもし必要であるならば、どういうふうを考えておられるか分かりませんが、全部覆ってしまうわけでございますので、その辺も含めましていいようにしていきたいというふうには思っておるところでございますけども、今後難しいところで、議論していきたいと思っております。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。いい方に向かうような検討を会議の中でいただきたいと、かように思います。

そして、私どものその工業団地、先ほど言いましたように、四手、大岡、八重練、工業団地から四手川を伝ってという、あそこらに獣道もございます。あるいは、新しい道で行きますと、工業団地の上から小森池線が富之尾の方へ抜けてると。あそこもサルも出てますし、シカの害もあるん違うかなというような感じも受けます。そのようなところで、山林が86%もあれば、どこかかにサルもシカもイノシシもいてるなどというのは理解できますけれども、やはりみんなが安心して生活できる、安心して農業に取り組めるというような環境になるようお願いをしたいというふうに思います。

最後に、先ほど私、都市公園のところではシカの足跡いうのを確認したという話をさせていただきました。都市公園は、この間から見てますと、きれいに農地との境にヒラドツツジを植えていただきました。そして、そこから行きますと、少し何本かキンモクセイがありました。ドングリの木も植えられました。下に行くと、私が残してくれと言ったさかいに、栗の木が2本と梅の木が、あるいはユズの木も残っております。そこへ、先ほど言いましたようにシカの足跡があったと。今、多くの重機が入って、これから東屋やトイレあるいは遊具の設置がされてくると、重機の音でちょっと警戒をしているのかなという部分は分かりますが、そういうところに今度は公園となって昼間しか大人、子どもも遊びに来ないというような状態になったときに、あそこの今言いました植樹、あるいはドングリの実を狙って動物が来るということを考えてきますと、都市公園は町の直営と違って指定管理にしようという方針が出ておりますけれども、指定管理者へのその業務の範囲とか、その辺も含めて検討いただきたい。というのは、本当にヒラドツツジ、あれ何十本か、何十本で利かん、100本の桁で植わってあると思うんですけども、あの花が咲けばきれいになるなど思いながら見せていただいているんですけども、その辺は今の獣害対策の直の部分ではないですけども、企画の方でどのように考えてるのか、もし分かったら教えていただけますか。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） ご質問の方にお答えいたします。

今、議員のご質問にありましたように、シカの足跡、こちらの方はかなり悩んでおります。一概に公園に入ってくることを守るためにフェンスというような話もあろうかとは思いますが、やはり都市公園の方のコンセプトが、地域の方からも田園風景、恵まれた自然風景の方を守るということで、シカの侵入について止めるような獣害柵の方は、ハード的な設置の方はちょっと今は考えてはいないところでございます。今、議員がご質問されますように、どのような対策か、今後の指定管理というところの中で見ていくわけですが、指定管理の方では日常管理ということになりますので、例えば予想されますのは、仮にシカが入れば糞が落ちてるとかいろいろなことが想定されるかと思っておりますが、シカを駆除するというようなところはちょっと指定管理の方では難しいかと思っておりますが、シカによる糞害ないし何らかの害が及ぶようでしたら、そこを日常点検の中で処理していただくような形は一考かと思っておりますので、貴重なご意見として承らせていただきます。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。指定管理の中では難しいということでございますけれども、やはり私、先ほども言いましたように、現在、多くの投資をして植樹をしていただきました。その芽をつまんでしまう、あるいは樹木に体を擦りつけて樹木を倒してしまうというのは山では聞きます。そのような状態が起こらないように何とかお願いをしたい。先ほど企画課長の方から捕獲檻とか柵、電柵のような部分、侵入の防止の柵は作らないと、私、誰もそんなん作ってほしいことはありません。今の状態の中で都市公園が有意義に活用できるようにということを望んでおりますし、先ほど冒頭から申しておりますように、公園から上、山までの間には田畑が多くございます。それと、先ほどシカの捕獲の補正は全域の分やということで聞いておりますので、その辺を踏まえて、本当に大変な業務やとは思いますが、努力をしていただいて、農家が安心して、あるいは住民の人が安心して生活ができるようにということを望んでおりますので、前向きに取り組んでいただいておりますけれども、より一層取り組んでいただくようお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で10時50分までといたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時48分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、川添武史議員の質問を許します。

9番、川添武史議員。

〔9番議員 川添武史君 登壇〕

○9番（川添武史君） 9番、川添です。私は、12月議会に大きく2つの質問をいたします。

まず最初は防災関係の質問であります。消火栓の件で質問をしたいと思っております。

その前に、11月29日に多賀町は地震の避難訓練をされました。私の多賀区であります小字は34件ぐらいで実施をいたしました。多賀町でどのぐらいの区がされたのか、何人ぐらいが参加されたのか、まず最初にお願いいたします。

○議長（松居亘君） 質問の中で後で答弁します。

○9番（川添武史君） 私は議員になってからずっと防災を言うてきましたが、もともと商工会の会員です。商工会、工業部会の副会長をしておったときに、企業との連携をやってくださいと、これも町長が一生懸命、企業との協定を結んでいただきました。また、原発事故があったときにはいち早く子どもたちに素材を配布をということで、小学校また保育園にそういう素材を配布していただき、本当にこれはありがたい。そういうことで、一番簡単というか、身近である防災、消火栓ボックスの質問をしたいと思っております。

消火栓ボックスは、今現在、多賀町には578基あると聞いています。578基ある中で、聞いてるところによりますと、消火栓ボックスがないというようなところがある。これは、私の小路で総代が消火栓ボックスの予算を使いたいという話がありまして、町に言うてくださいというようなことで、これは区長に話をせえということで、今年2台を新調されたと思っております。この件に関しまして多賀町はどういう補助金を出してるんか、その辺をお聞きしたいと思っております。特に、ホースなんかは耐用年数も決まってくると思っております。578基あるんですから、耐用年数を割ると、1年にどのぐらいの予算が要るんかというのが分かると思っております。その辺をひとつ答弁をお願いいたします。

○議長（松居亘君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 川添議員の各自治区に設置されている消火栓ボックスの更新についてのご質問にお答えいたします。

まず冒頭にご質問いただきました防災訓練の参加状況でございますけれども、字、集落につきましてはおおむね3分の2で、避難訓練に参加された方は約800人ということで、今、報告を頂いております。

本題の消火栓ボックスの更新の予算についてでございますが、集落に実施していただく消防防災施設の整備に要する経費につきましては多賀町防災施設等整備事業補助金を創設しておりまして、消火栓ボックスの更新につきましては当補助金をご活用いただいております。補助率につきましては3分の1、上限を20万円としまして、毎年各集落にご要望をお聞きした上、予算化させていただいております。令和5年度におきましては、消火栓ボックス関係の更新についてご要望された8集落、計49万5,000円を予算化させていただいております。また、破損が見つかった場合など緊急的な修繕、要望にもお応えできるように、プラス20万円を予算化しております。

ホースの耐用年数につきましては、使用頻度にもよるものですが、通常、訓練程度の使用が続いた場合、約12年と聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 消火栓ボックス、消火栓そのものは今、半径何mに1個付けるように言われてるのか、その辺分かりましたら。

○議長（松居亘君） 本多課長。

○総務課長（本多正浩君） 水利というくくりになってまして、水利というのは消火栓、また防火水槽、また河川含んで半径120mの範囲に水利を設けるという基準になっております。

以上でございます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。半径120mということですね。578基、今現在あるということですが、各集落の内訳は分かりますか。

○議長（松居亘君） 本多課長。

○総務課長（本多正浩君） 各集落に何基ボックスがあるかということにつきましては町としては把握はできておりませんが、全体、今おっしゃっていただいたように、578基の消火栓がございますので、その5mには消火栓ボックスがあるということで、町全体として578基はあるというふうに認識はしております。

以上でございます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） どの集落に何基あるというのが総務課長は分からない、地域整備課は分かりますか。

○議長（松居亘君） 藤本課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問でございますが、我々も総務課から年間の維持管理費として補助金を頂いております、その補助金の数が578基分、1基当たり2万円ということで補助金を頂いております。ですので、集落単位で分けることにはないです。ただ、消防署から頂いております消火設備が記載された地図がございますので、それを拾い上げてくることはできますので、調べることは可能ですし、どこどの集落で消火栓がどの辺にあるんやというのは、その地図を見れば確認はできます。

以上です。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 当然、地域整備課は水道の地図もあるわけやから、どこに何基あるというのが分かると思います。本当に今、多賀区、僕自身が一番大きいかなと思ってるんですが、多賀で80基余りしかないと思うんですよ。先ほど答弁があったとおり、半径120mで1基ということになれば、山間地、南後谷とか大杉とか、川に沿って長い

ところは戸数が少なくても数はようけ要るんかなと思っっているんですが、なぜか言うと、今、先ほど補助金の件のお話なんですが、3分の1で上限が20万円やと、消火栓がようけあるところと少ないところの差、多賀区でもいろいろと話を聞いていると、もう先ほどホースは12年と言われたんですが、僕ら自身は大体7、8年かなというように思っています。これは置いてる場所にもよります。西日になつとるところであれば、ボックス内で、特に昔のホースなんかは中がゴム製ですし、ゴムにひびが行けば当然、破裂するということがあります。この上限20万円というのは、小さい村、3戸か4戸しかない集落、まだ多賀は今、八十何件なんですが、もっと大きなところもあるか分かりません。その辺の見直しはするのせんのか、分かりますか。

○議長（松居亘君） 本多課長。

○総務課長（本多正浩君） 貴重なご意見ありがとうございます。今ご指摘いただいたとおり、集落の消火栓の管理している数というのは多いところと少ないところがありまして、耐用年数もありますし、一律20万円というのは公平性とか効果的な更新が図っていただけるのかという観点からも、要綱自体を1度見直しもしないといけないというふうに考えてはおりますし、ちょっと今日の夜ですけども、たまたまなんですけど自警団長会議がありますので、1度その消火栓ボックスにつきましても現況を把握するという意味で、きちり使えるホースが入っていませんと緊急時に使えませんが、1回現況を把握して、どんな状況か多賀町全体で把握して、今おっしゃられた緊急的なことで使う設備ですので、万が一のときに使えないというようなことがないように、見直し等については考えていきたいというふうには考えております。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 今、多賀区の区長に聞いていると、町から3分の1頂ける、区が3分の1、各小路に3分の1持っていていただいている。多賀区も今、課長ご存じやと思いますが、17町がある。財産を持っている小路もある、持っていない小路もあるということで、傷んでても小路から出す金がないようなところもあると思うんですよ。その辺はどういうように考えているのか。

○議長（松居亘君） 本多課長。

○総務課長（本多正浩君） さっきのご質問にお答えさせてもらって、現況を把握させていただいて、今、大きい集落の中で財産をどれぐらい持っておられるかというようなこともございますので、差が出てくるという話も当然あると思いますし、今、この補助金は防災設備ということで補助金を出させていただいていますけども、今、キラリのまちづくり交付金についても併用をしていただける形になっておりますので、もし財源的に厳しいということであれば、そちらの方でカバーをしていくというようなことも可能ですので、各集落の実情も踏まえて対応していきたいというふうには考えております。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） キラリの補助金は各集落で小さい集落は要ると思いますけど、多

賀区辺りはキラリの特別交付金で、これは大きな集落も小さな集落も均等で上がっているというような現状と、その辺りは本当にそれは私の小路は34軒あると、もっと小さな集落もあるのに多賀は1つの区としてしか補助金をもらっていないというようなことがあります。そういうこともあるんで、その辺はやっぱりしっかりと見直していただくようなことも必要やと思います。その辺、これは総務課か企画課か分かりませんが、その辺はどういうように今後考えていくのか。

○議長（松居亘君） 本多課長。

○総務課長（本多正浩君） 今、キラリの交付金につきましても、集落の規模に応じて段階的に金額が変わっているというようなこともございますので、この今の消火栓の設備、防災設備につきましても人命に関わるような話でございますので、きちり整備していただけるように、そのようなことも含めて検討、考えていきたいなと考えております。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 国からの交付金も消防費では、今、大体2億円程度が入ってくるのかな。そのうちの約1億8,000万円か、その程度が広域で彦根市に委託をされるところと思うんですが、消防費だけでも昨年、一昨年ですか、2,000万円とか1,000万円ぐらいの差額があると思うんですが、その辺も使っていただいて、そういう補助金を出す方向にできるのか、また防災の無線の話なんですけど、そういう金が残っているのであれば、そういうなんで早いことやる必要があると。防災無線の昨日も神細工議員が話をしましたけど、だんだん遅れてる、5年から7年、ちょっとやってから今3代目の方です、防災設備やらなあかんと。これからまだ伸びていくのか、本当に7年で終わるのか、その辺はどういうように考えているのか。

○議長（松居亘君） 本多課長。

○総務課長（本多正浩君） お答えいたします。

今、交付税の消防費のお話がまずあって、予算がそこまで届いてないというようなお話がまず1点あったと思うんですけども、交付税の算定の費用につきましては標準的な費用ということで算出がまずされますので、その算出された費用がそのまま予算に反映するというようなことは、多賀町の全体的な総合的な施策の中で予算編成をしておりますので、そこが必ずイコールになるというようなことは、基本的にはそこがイコールになることはないということで、必要などころに必要な予算を付けていくというような形で編成はしております。

2点目の防災無線につきましては、昨日もお話しさせていただいたんですけども、今の早急にしなければいけないというのは認識をしておりますし、財源の話もありますので、令和7年度をめどに着手できたらというふうに考えておりますので、まずは議員の皆さんとも丁寧に議論をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。特に消火栓ボックス、もう一つ、消火栓があっても消火栓ボックスがないところもあると思うんです。これは私のところの前もありました。ちょうどもう大分になるんですが、柏葉団地を造成してるときに田んぼの藁が燃えたと、そのときに私とこの消火栓を使おう思うたら消火栓ボックスがなかったということで、木村重兵衛さんのところのホースを取りに行ったというような話もありました。そんな状態がありますので、多賀区でもまだ消火栓があるのに消火栓ボックスがない、これはやっぱり今の20万円を別個にして、これは早期に予算立てをしてもらいたいと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（松居亘君） 本多課長。

○総務課長（本多正浩君） 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、本日、自警団長会議もありますので、今、そのようなことで消火栓付近に消火栓ボックスがあるかないか、また消火栓ボックスの中も含めてきっちり見ていただくようなことでお願いをして、現況を把握させていただいて対応の方を考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。しっかりと区長に言うて、これはもう多賀区だけの問題やなしによその小路も同じやと思うんです。やっぱり、しっかりとどこに何基あってどのような状態やというのは、やっぱり役場としてちゃんと管理をしといてもらう必要があると思えます。その辺、よろしくお聞きしたいと思えます。

これで1問目は終わります。

続きまして、中央公民館、多賀結いの森の使用についてお伺いをいたします。

多賀結いの森については、利用者の販売目的の使用について、今までから何回も議論をしてきました。近年、町内でも若い方が農業に従事したり、地産地消の運動をされております。その方たちに館内や敷地内での物品の販売を目的とした施設使用を認めて、多賀の農産物を広めていきたいと考えております。

今後、多賀結いの森公園がオープンする状況を踏まえて、今以上に地域の住民が集い、誰もが楽しめる施設の在り方を検討する必要があると思うんですが、町の見解はどうなんでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（松居亘君） 山中教育長。

〔教育長 山中健一君 登壇〕

○教育長（山中健一君） 川添議員の多賀町中央公民館多賀結いの森使用についてのご質問にお答えいたします。

多賀町中央公民館多賀結いの森は、多くの皆さんの思いを集めて平成31年に開館し、多賀町産木材を活用した本町の代表的な魅力ある施設でございます。

この多賀町中央公民館多賀結いの森は、社会教育法に基づいた社会教育施設であって、同法23条におきまして、もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公

民館の名称を使用させ、その他営利事業を援助することを禁止しております。

しかしながら、この23条の解釈につきましては、もっぱら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇することなど、特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止しているものであるというように理解しております。そういう意味で、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではないと。

議員ご質問の多賀町の農産物の地産地消の推進や、多賀町の農産物を広めたいというお考えは私も同様でございます。特定の事業者だけでなく、多賀の農産物の発信や販売などについて、生活文化の振興の観点から、あるいは多賀の郷土意識の醸成に寄与するものであれば、産業環境課等と連携を図って取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

議員ご指摘のように、公民館と（仮称）結いの森公園は、今以上に住民が集う場所になってまいります。社会教育法におきます公民館の目的、趣旨を念頭に置きながら、多賀町中央公民館多賀結いの森をいかに使っていくかについて、公民館運営審議会や社会教育委員会でご意見を頂き、現在、検討を進めているところでございます。議員におかれましても格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 今、法律的な23条問題をお話いただきました。そういうことがあると思います。ただ、やはりあれだけの施設でありますし、今、特に若い女の方なんか、そういう自分で野菜を作り、そして自分で調理をし、そういうような販売をこれから進めていこうというように思われる方がおられると。生涯学習課長、どこか団体からそういうような話は聞いたことありますか。

○議長（松居亘君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） 川添議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

公民館での営利事業については、多方面から問合せの方はされております。その中で、やはり先ほど教育長が申されました社会教育法第23条第1項の規定がございますので、そのようなことを十分にご説明の方をさせていただきます、一定の条件があればまた検討させていただきたいなというふうに思っております。また、基本的に営利事業を目的にご利用いただくということは、もっぱらということでは禁止しておりますので、利用される場合、初めて特に利用される場合なんです、使用団体に関する調書というのを頂きまして、勧誘目的であったりであるとか、宗教的なものであったりであるとか、そういうことがないかというところもしっかりと確認をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） いくつぐらいの団体がそういうように問合せが来ておりますか。

○議長（松居亘君） 竹田課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） 団体数となると正確な数字というのは把握はしていませんが、私の知る範囲でおきますと、4月から私もこちらへ来ておりますが、4、5件程度聞いております。その中で、福祉事業の中での販売ができないかというところもご相談は受けておりますので、そういったところについては社会教育法の中の要綱と照らしながら対応させていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） できるところからやるというのも1つの手段やと思いますし、これから結いの森、指定管理をされると思うんですが、その辺の指定管理をされるとき、そういう条件はそのまま引き継ぐんか、普通の公民館法みたいなものにやっていくんか、その辺をもう1回お願いしたいと思います。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） ご質問の方にお答えいたします。

現在進めております（仮称）結いの森公園の指定管理については、前々から議会の方でもご説明させていただいているとおりでございます。ただ、こちらの方は先日の公園を都市公園として指定すべき区域でもお話しさせていただいたように、あくまで公園と接道道路のところは公園区域であって、指定管理はあくまで公園の部分だけで、公民館の方の指定管理の方は含めてはいきません。こちらの方は、やはり先ほど教育長がご説明されたとおりの社会教育法と、公園の方は都市公園法という法的なところがございしますので、教育委員会の方でも地域住民の方で構成される公民館運営審議会、社会教育委員の皆様のご意見を聞かれてのご判断ということでございますので、指定管理については結いの森公園の部分については指定管理という形で進めさせていただきます。公民館の方についての指定管理は今の段階では含めていないところでございます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 私らは公民館も指定管理をするんやというような感じを受けてます。公民館は指定管理はしないんですか。公園だけなんですか。

○議長（松居亘君） 山中教育長。

○教育長（山中健一君） 中央公民館につきましては直営で町でやっていくということで、指定管理については考えてはいないということでございます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 私の認識とちょっと違うんかなというように思ってます。最初は指定管理をするときは、最初は公民館だけやったんと違うのかな。公園ができたんで一緒に公園も、公園とこっちは全然違うもんやと思うんですが、最初からそういうような話やったんですか。

○議長（松居亘君） 企画課長。

○企画課長（野村博君） 事業を進めさせていただくに当たって、やはりあれだけの広大な面積になりますので直営管理ができないということで、公園の方については指定管理で進めさせていただきたいというふうにはご説明させていただいております。公民館との関連につきましては、やはり公民館の利用者と公園の利用者が一体となつてというところで、利用者に対しては相互関係というのは大切にしていきたいというお話はさせていただいたことは覚えてるんですけども、管理面については公園と公民館の指定管理を一体というところについては、素案は持っておりましたけども、最終的には先ほど申し上げましたように、教育長の答弁にもありましたように、各公民館運営審議委員会等でご判断された方でこちらの方は受け止めさせていただいているところでございます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） なかなか議論のかみ合わないところがあると思いますが、しっかりとできる方向にやっていただきたいと思います。

これでこの質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（松居亘君） 次に、2番、清水登久子議員の質問を許します。

2番、清水登久子議員。

〔2番議員 清水登久子君 登壇〕

○2番（清水登久子君） 2番、清水です。議長の許可を得ましたので、2件の質問をしたいと思います。

まず、今年もあと25日過ぎたらお正月になります。多賀大社初詣における参拝客への対応についてをお伺いしたいと思います。

多賀大社は、毎年、初詣には滋賀県一の参拝客でにぎわいますが、いつも車の大渋滞を引き起こしています。この状態はスマートインターチェンジ完成で更にひどくなると思われまふ。12月31日夜から正月は、まち中や国道沿いの周辺の住民は町外へ出ることができても、帰りは一般参拝客の渋滞の影響でなかなか家にたどり着けない状態です。動きが取れない状態なんです。また、参拝客のトイレ事情も最悪な状況で、近隣の寺院や一般家庭にも迷惑がかかっていると確認しています。

そこで、今回はこのようなことについて質問したいと思います。

①、町としての渋滞対策の考えはあるか。観光協会等への働きかけは。

②、簡易トイレの設置については検討されていますか。

③、観光にも力を入れているというのにこのような状態ではいけないと思えますが、どうでしょうか。お伺いします。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 清水議員の1番目の1点目、渋滞対策の考えはあるのか、また観光協会への働きかけのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類になって初めてのお正月、年末年始を迎えます。また、議員のご指摘にありますように、スマートインターチェンジ下り線の供用開始により、年明け前後、三が日の日中は例年より多くの参拝客が多賀大社に訪れにぎわい混雑することが想定されています。それと同時に、周辺の駐車場が大変混み合うことから、周辺の道路も交通渋滞してしまいます。このため、多賀町観光協会では、毎年、初詣客を迎えるに当たり、11月に関係団体で構成する多賀大社初詣対策協議会を開催し、対策等についてご意見を頂きながら、また情報共有し、渋滞対策等の取組を行っております。

議事する項目は、交通規制、雑踏警備、駐車場、交通機関、露店、警察の警備対策、消防関係、クリーン作戦等について行い、その後、多賀区の皆様には特に交通規制、多賀区民専用駐車場の案内については回覧でご協力をお願いを行い、町民の方々には広報たがおよびホームページで交通規制について周知させていただき、町外、県外からお越しただける初詣参拝者の方々には、渋滞緩和のため分散型の参拝、公共交通機関、近江鉄道の臨時列車の利用の呼びかけを観光協会等のホームページで行う予定をしております。

2点目の、簡易トイレの設置の検討はどうかについてでございますけども、初詣に来られる参拝者は、寒い時期だけに特にトイレについては心配されておられ、渋滞になる前に用を足すか、車内用の携帯トイレを常備されている方もおられると思います。簡易トイレの設置につきましては、設置場所の問題や衛生面、維持管理、またくみ取りなどの課題があり、設置は難しいものと考えられます。

3点目の、観光にも力を入れているのにこのような状態ではいけないと思えるがにつきましては、参拝客が集中する初詣期間においては、既設の役場前の駐車場、観光案内所にあります多賀大社の駐車場の運営をはじめ、渋滞する道路周辺の民間の店舗、個人所有土地においても駐車スペースを確保し、臨時駐車場を開設して交通渋滞の緩和に努めていただいております、多くの方々の皆様のお力添えに深く感謝しております。

初詣に伴う交通規制につきましては、特に大字多賀区民の皆様には何かと例年大変ご迷惑をおかけしておりますが、多賀町にお越しになられる方々が困っておられる場合は、相手の立場になり、ちょっとしたおもてなしの心が多くの観光客の心を引き付けるのではないかと考えております。

今後も町民の皆様方ならびに関係する団体、機関からのご意見を頂きながら、多賀大社初詣対策協議会においてよりよい観光振興につながる取組をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。先ほどなんですけど、トイレの話の話を先にしてしまうんですけど、簡易トイレは難しいと言われたんですけど、今までそ

の近くのお寺とか外にあるトイレに参拝客が勝手に入り込んで用を足してるとか、また民家にトイレ貸してくれというて走っていくとか、ひどい人は、男の方と思うんですが、トイレないもんでどっか道の端で用を足してるとか、そういう状況が決して衛生的なものとは言えませんし、区民のみんなの迷惑にもなっているんです。それをたくさんの方、何年も我慢はしてたんです。それでも対策は何も取っていただけていないんです、実際の話。簡易トイレが維持が無理とか、そういうなら、駐車場の片隅に1つ置くぐらいの気持ちを持っていただいて、みんなの迷惑にならない状態をしてほしいと思いました。それで簡易トイレと言うたんですけど、みんなが用が足したいのは当たり前ですし、こんな寒いときに我慢して漏らしたら困りますので、それは十分考えていただかないといけないと思います。ただ、金銭面とか言うのやったら、駐車場の方は何か一生懸命その自分ところの土地があればそれ全部貸してもお金が入るさかいというてしはるところもあるんです。そういうお金もうける方だけじゃなくて、トイレとかそういうふうなことも考えてあげてほしいと思います。

それと次の渋滞についてなんですけど、もう何年も多賀のまち中とかその周りに住んでると、本当に家に帰れない状態なんです。ということは、31日の夜に出る人は多分ないと思うんですが、1日、2日、3日、また休みがこの頃増えてますので、その関係でちょっとお買物に行きたくても全然出られないんです。そういうようなことをもうちょっと考えていただかないとということをお願いします。それはどう思われてますか。ちょっと考えていただいたらいいのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、特に多賀区の皆様方には初詣の期間中ですが、大変ご苦労されていると思います。多賀区の近隣の字とかですと、やはり少し遠回りしてでも近い道を行かずに遠回りして早く着ける道を選んだり、いろいろと工夫は多賀区の方もされておるかとは思いますが、今まであまりそういった話も、混みますけども、専用駐車場もあって臨時の駐車場もありますし、目的地に真っすぐ行かずに違う方向に行って進むというやり方は私もようやりますけども、彦根に行くときに彦根に向かずに違う方に行って空いてる道からまた彦根に上がるといったやり方をしておりますので、できないケースもあろうかとは思いますが、各町民の皆様、それぞれ工夫しながらやられて、特に多賀区の中は難しいと思いますけども、多くの方はそういうふうに行われているとご理解しております。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） 今、答弁いただいたんですけど、ということは多賀の区民のまち中の者とか出られない方は、わざわざぐるぐる回って、それでちゃんとその目的地へ行きなさいと、ほかの町村の方は知らん顔してできますけど、そういう一方的に押し付けられてる感じがすごくするというのを言うておられましたし、その上、さっき言う

てたトイレの関係ですけども、トイレは自分のところのトイレを貸したりとか、そういうふうにもったり、よその人に貸したりとか、そんな気は全然ないと思います。それを貸さなあかんようなおもてなし、そういう意味では何でそこまでせんならんのやいう方もたくさんいらっしゃいます。だって、急にそんなん来られて、全然見知らぬ人が「トイレ貸して」と言わはったら、やっぱり嫌ですよ、誰でも。そういうこともちょっとは考えていただきたいので何とかしてほしいとは思いますが、それはどうでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 先ほどの車の話で、すぐに帰って来れない、出れないという話等ございますけども、先ほども言いましたように、調整池と勤労者体育センターの前の駐車場ですか、臨時駐車場を設けておりますので、それをご利用いただきたいのと、ちょっと誤解されている部分があるかと思っておりますけども、まともに行けば渋滞にはまってしまうのでという意味で言いたかったものです。

あと、それとトイレに関しまして、一番こういう多くの方が、さっき清水議員の方は駐車場をされているとかそういう端に置けというような話もありましたけども、一番簡易トイレでこの時期設置しますと、多くの方が利用されるということで、そして通常私も調べましたけども、簡易トイレは4、5人用ですと1か月ぐらいでくみ取りするわけですけども、やはり使う頻度によりましてはもう1日も持たないというときもあります。それだけくみ取りも必要になってくるということで、衛生的にも維持管理の面におきまして難しいかなということで、先ほど答弁させてもらったところでございます。

以上でございます。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） それを言うと、また私のやり方で同じ質問を何遍もするないうことになると思いますので、トイレに関してはそれはどうしようもないものであるのではと思いますが、こんだけみんなが困ってるというのはもう長いことなんです。今年始まって、去年がそうやったさかい今年はとかいうんじゃないで、ずーっとそれは困ってるんです。だから、もうちょっと何とか対策を考えてはいただきたいと思います。

それと、多賀区の回覧板が回ってきたんですが、グリーンパトロールを今年はやらないということで回ってきたんですが、何かその多賀大社の初詣対策協議会とかそういうなんとか、多賀大社の方で一応清掃をやるということらしいんですけど、今までからそれはやっておられたと思います。そこにグリーンパトロールが入って、そのグリーンパトロールと、やっとなんかだけできれいに、きれいにとは言えませんが、ある程度きれいになってるんですが、そのグリーンパトロールをされないことによって、ごみの散らかりようとかももっとするのではないかと、それで思ったら、今度は各自自分のところの家の近所は自分らで清掃しなさいと、ということは多賀区がすごく不利益ばかりもらう形になるんです。それをもう少し考えていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

確かに、年度、6年を迎える年ですけれども、多賀区におかれましてはごみが出ますもんで、今まで初詣対策の一環として初詣クリーン作戦ということでやっていただいております。確かにこの初詣の期間中はできないという旨の連絡があり、人が集まらないという理由からですけれども、その辺は観光協会の方で今現在、対応を考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。それでごみとかはちゃんとできると考えてよろしいのでしょうか。それならそれでいいんですが、それでもやっぱり自分のところの前ではどけなさい、自分でやりなさいとか、そういういい方をされるとちょっと困ると思います。

それと、去年のお正月がすごく雪が多かって、よそから来られてる方が、多賀の北の交差点の辺の御神殿側、あそこら辺を歩いておられる方、その方らが、もう雪でハイヒールを履いた人とか、ああいうなのがフラフラもって歩いているんです。あの道自体は車道は全然雪もなく快適に走れるような状態にある、快適とまでは言えませんが、ある程度なってるんですが、その道を通らずに歩道だけで行こう思うたら全然行けへんような状態を歩いてはって、「何やこのひどいところなあ」というて言うてはるんです。せっかくお参りに来られたんでしたら、ああいう多賀大社の周辺の雪どけ、歩道とか普段歩かれるところ、そういうところの除雪をしていただきたいと思います。まち中もスプリンクラーが効いてて、去年、効き過ぎたって水がじゃんじゃん出てたんですよ。そういうようなところに凍った道もありまして、それがもうタイルみたいにきれいになってるところがありまして、そういうなんでもうこけかけてはる人とか、こけてはる人を私も見ました。そういうなんも、せっかくスプリンクラーが付いてはるんやったら、ちょっとその管理とかも、あんまり凍ってたらその凍ってたことの状態を何とかするかそういうふうにしないと、多賀大社とかその参拝に行って散々な目に遭ったと言われるような初詣では年初めに嫌な気がすると思いますので、そういう対策とかも考えていただくことはできるのでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

今、清水議員がおっしゃられた全てに当てはまりますけれども、やはり今まで経験しておる苦情いうんですか、やはりそういう話は初詣の対策協議会の方を通じまして、当然、役場の方にも入ってきておりますし、それで対応させてもらえる部分につきましては役場の方で対応している部分、そしてまた観光協会に対応できる部分は協会として対応していったらということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。それで快適な初詣ができるようにしていただきたいと思います、多分無理だとは思いますが。でも、皆さんの意見を通したいもんで、言うなということはないと思います。後ろから言わんといてください。

次の質問に行きます。カーブミラーについてなんですが、カーブミラーの破損箇所の修繕についてお伺いします。

町内のカーブミラーが壊れたままになっているところや、汚れがひどくその役割を果たしていないところが見受けられます。カーブミラーは本来、曲がり角の見通しの悪いところなどに設置され、事故防止のために役立っています。破損したカーブミラーについては、たとえ交通量が少なくても、もともと設置されていた箇所なので取り換えるべきではないでしょうか。今後の地域の安全対策のためにも、このことについてお伺いします。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 清水議員のカーブミラーの破損箇所の修繕についての質問にお答えをいたします。

町道に道路管理者が設置しておりますカーブミラーにつきましては現在500か所以上になり、それらの大部分は集落内の見通しの悪い交差点やカーブに設置しております。そのほかにも、道路管理者が交通安全対策として設置する交通安全施設には、ガードレール、視線誘導標、区画線、道路標識、道路照明灯などがありますが、各集落からの設置要望が多いのは特にガードレールとカーブミラーになります。

そのため、損傷や劣化、調整不備等がみられる場合等につきましても同様に土木要望において補修や改善を求められますので、緊急性や重要性を考慮し、可能な限り対応させていただいております。ただし、直接的に事故から道路利用者を守ることができるガードレールに対し、カーブミラーにつきましては安全確認を補助するものに過ぎない施設であり、設置に際して適正な箇所に設置できているとは限らないだけに、道路管理者が必要性を認識しているもの以外につきましては、原則的に地元集落からの要望を頂いた上で補修等の検討をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。今ほど、カーブミラーのことで聞いたんですが、もともとあったものを壊れたので直してあげたらどうですかという意味のことを私はお尋ねしてるんです。新しく付けるのには、それは曲がり角がとかそういうなんで、必要だなと思うところにはしていただくいうことはありがたいことです。でも、カーブミラーは、例えば山道にカーブミラーがあったとしても、地元の人なんて毎日通い慣れてるんで全然気にならないと思います。なかったところでどうってことないんで

す。ただ、よそから来た者にとっては、そこにカーブミラーがあることによって、ここが危ないとかそういう認知ができるんです。だから、そのカーブミラーが壊れたさかというて地元の人言うかという、全部が全部そういうところから上がってくるわけではないんです。だから、そこがもともと危ないと思って付けてるカーブミラーなら、それを直してあげてくださいと私は言うてるだけなんです。それも直せないということなんでしょうか。

○議長（松居亘君） 藤本課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

私は、直せないと言ってるわけではありません。カーブミラーにつきましては、必ずしもカーブの先が全部見えるわけではないんです。どうしてもカーブミラーというのは死角がありますし、見える範囲も限られます。ですので、カーブミラーに頼り過ぎる運転は非常に危険というふうに私も思っております。ですので、今おっしゃるように、カーブミラーがあることでカーブがあるよということを認識していただくのであれば、どちらかと言えば標識を設置して、この先カーブがありますとか、そういう表示の仕方に変えていく方が効果的ではないかなと、今の再質問の内容からいきますとそういうふうに切り替えていくべきではないのかなと。ですので、カーブミラーを今現在設置されている箇所は非常に多いです。ですが、本当に必要な箇所、効果が出ている箇所というのはしっかりと吟味した上で更新を考えるべきではないかなというふうに考えております。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。山道を例えば行ってまして、カーブミラーがあつたら確かによそから行ったもんは必ず見ますよね。私はそれが言いたいんですよ。ただ普通の人、地元の方は、ここに曲がり角があつてここから車が多分出てくるやろうとか、そういうなんも全部予知して走れるんですよ。ところが、山道のところにカーブミラーあるのに壊れてたら、あれここ危ないところなんやわないう、そういう認識しかないんです。そこにあつたらちょっとは見えるし安心やなという、その安心感だけでも違うんです。もしそれが、私、新たに付けてくださいというのなら、そんなところ要らんやないとか、そういう意味に言われるんですが、私が言ったのは、前に言ったんですが、ちょうど3年前ぐらいに、直に、「カーブミラーが壊れてるよ。直してくださいね」と言うたんですが、それは「分かりました」と答えていただきました。その答えていただいたのに、今度言われたのは、「そこからの区長からの要望がない」と、そういうふうに言われたんです。だから、区長が言わんことには駄目ないうことでは本当はないと思うんです。だから、利用する人、皆が、そこにあつたいうことは必要で置いてたんだつたらそれを直してくださいというのを、何でそれが聞いてもらえないかいうことを私は言いたかつたんで、それをもう一度聞きたいと思います。

○議長（松居亘君） 藤本課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問ですが、最初冒頭に私が申し上げまし

たように、集落からのご要望が非常にカーブミラーの設置は多いというふうに申し上げました。ですので、設置の必要性につきましては集落の方で吟味をしていただいて、我々が設置をしようとして付けている箇所につきましては我々も認識はしておりますし更新はしなあかんと思うんですけど、非常にここに必要かなという場所があるんです。それと、どうしてもカーブでも深いカーブであればカーブミラーが非常に分かりやすいケースもあるんですが、浅いカーブ、少しカーブに近づけばその先が見えるカーブについても設置されている箇所が非常に多く見られます。特に山間地のくねくね曲がった蛇行した道、そういうところに多いです。ですので、破損するまではあえて付いてるものを撤去する必要はないと思うんですが、破損を機会に吟味して、更新するかどうかは確認して更新をしていきたいというふうに申し上げております。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） またくどいことばかり私は言うんですが、壊れたところやったら、それがもう要らへんというのやったら、さっさと撤去されたらどうですか。その撤去もされずに折れたままあるということは余計みつもありませんしと思います。やっぱりあそこのところは要るというのは、それは誰が決めることかいうと、本当は村の人だけじゃなくて、通る人みんなが、あああそこがあればいいなとか、それが個人個人であっても思っている人はいるんです。私が聞いたのは、何人かに聞いたんです。前の町長のお話じゃないですけど、私1人の意見を誰が実現するかとそういう話が出てましたが、今の場合でも、私1人があそこを通るためにカーブミラー付けてくださいよと言うわけではないんです。やっぱり多賀町全体を考えて、走りやすい道路、そういうなんにするために、壊れたカーブミラーを直してくださいと、増設してくださいということでは絶対ないんです。だから、あれを邪魔なんなら、もう要らんのならさっさとどけてきちっとその道を直してあげたらいいし、それが要ると思うのやったらさっさと直してあげてほしいと、私はそういうことでお伺いしてるのであって、無理やりいくつも作れとか、あっこは要らんにここにせえとか、そんな言い方ではしてませんので、ただそれは多賀町に住むその集落の方でない方からのご意見を何人か聞きましたのでお伝えしてるだけなんで、どうかそれの方をもう一度考えていただきたいと思います。

○議長（松居亘君） 藤本課長。

○地域整備課長（藤本一之君） 我々の方に、ここ3年ほどでございますが、カーブミラーについて破損しているものに対して補修の要望を頂いている件数、また角度が変わってしまってそれを調整し直してくださいという要望の件数を頂いているのが、全部で9件ございます。それにつきましては、一応対応はさせていただいております。ですので、今、清水議員がおっしゃられました倒れているカーブミラーが放置されている箇所というのがもしあるようでしたら、教えていただければ我々は対応させていただきたいと思いますので、ぜひとも情報提供いただければと思います。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君）　ここで今、あそこの場所を言わないけませんか。

○議長（松居亘君）　藤本課長。

○地域整備課長（藤本一之君）　この場でなくても結構です。後ほど地域整備課で教えていただければ全然構いませんので、よろしくお願いします。

○議長（松居亘君）　清水議員。

○2番（清水登久子君）　ありがとうございました。本当に3年前に私、地域整備課へ言いに行きました。「分かりました。やります」と、その後で、だから「区長に言え」とか、「区長からのが出てない」とか、そのまま3年間実はほったらかしです。9件のうちの1件が私の言った意見かもしれませんが、そんな感じで残ってます、間違いなく。集落の人に言いました。そしたら、「そんなんどっちでもええ、私らそんなん当てにしてません」と、「聞いてもらえんのは、当たり前にも聞いてもらえませんか」と、そういう言い方されたら、町政に対する不信感、それが募ってると思います。そういうことのないようにしていただきたいので私はこれをあえて上げましたので、どうかちゃんとしていただきたいと思います。よろしくお願いします。もう今、答えを聞いたところであれですし、改めて地域整備課のところへ行かせてもらいます。それで直していただけたらありがたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（松居亘君）　これをもって、本定例会における一般質問を終わります。

町長をはじめ、執行機関の職員の方々におかれましては、簡潔明瞭に答弁いただき、厚く御礼申し上げます。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

○議長（松居亘君）　これで本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、最終日の12月19日は午後1時30分に再開、予算特別委員長の審査結果の報告を求め、質疑の後、討論および採決を行います。また、当日、追加議案の上程があれば審査したいと思います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時57分　散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 大 橋 富 造

多賀町議会議員 山 口 久 男